

商工労働部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会審査報告書 (とっとりバイオフロンティア)

商工労働部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおりとっとりバイオフロンティア（以下「バイオフロンティア」という。）の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づいて審査した。

1 指定管理候補者（指名）

公益財団法人鳥取県産業振興機構（鳥取市若葉台南七丁目5番1号）代表理事理事長 岡村 整諮

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 委託料の額

378,670千円（債務負担行為額378,670千円）

〔参考〕単年度委託料の額：75,734千円

なお、指定管理料総額には施設の維持管理に係る燃料・光熱費は含まれない。（令和6年度以降の燃料・光熱費は、今後の物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。）

4 選定理由

バイオフロンティアの指定管理者の指定に当たっては、審査委員会において総合的に審査した結果、これまで県と連携してバイオ産業振興に取り組んできた実績に加え、充実した専門スタッフの配置や、鳥取大学と連携した研究開発支援、次世代人材育成支援などの取組、さらなるバイオ産業集積に向けた成果発現も期待されることから、公益財団法人鳥取県産業振興機構を指定管理候補者とするのが適当である。

5 審査の経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
田島 正喜（委員長）	公立鳥取環境大学環境学部環境学科 教授
田中 幸一朗（副委員長）	中国税理士会鳥取支部 税理士
小椋 理佳	米子商工会議所女性会 副会長
中福 優子	一般社団法人鳥取県薬剤師会 理事（薬剤師）
佐々木 徹	鳥取県商工労働部経済産業振興監

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会：令和5年8月3日（木）
審査要項等の審議

イ 第2回審査委員会：令和5年10月20日（金）
面接審査後、審査基準に照らした審議

(3) 審査基準

番号	審査基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針等)	配点なし (必須)
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービスの向上策と利用促進、利用者の総合支援業務、バイオ人材の育成等) ○施設管理 (維持管理・衛生管理は適切か、バイオ人材育成事業の内容等) ○開館時間・料金設定等 (開館時間、休館日、利用料金等の設定等) ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 (火災・盗難・災害などの事故・事件防止、緊急時の体制・対応、利用者苦情等の未然防止と対処等) ○利用者等の要望の把握	50点
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること (指定手続条例第5条第2号)	○収支の見積もり、考え方は適切か ○支出計画の見通しは適切か	15点
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること (指定手続条例第5条第3号)	○法人等の財政基盤、経営基盤は安定しているか ○組織及び職員の配置等 ○現在の施設職員の継続雇用に配慮されているか ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 (障がい者雇用、男女共同参画推進企業、ISO 又はTEASの認証、あいサポート企業であるか等) ○管理運営実績評価	35点

(4) 審査結果(面接審査及び書類審査)

※点数は審査委員会出席委員5名の平均である。

番号	審査基準 (配点)	審査結果	主な審査意見
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること (適/不適)	適	○設置目的をよく理解しており、管理運営方針も適切である。
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること (50点)	39.5点	○鳥取大学との定期的な連絡会開催等、関係機関との連携強化を図る等、バイオ産業集積に向けた取組強化に努める姿勢を評価する。 ○バイオ人材育成講座を積極的に開催し、特に高校生を対象とした講座は将来のバイオ人材の基盤づくりにつながるものであり、今後も裾野を広げて展開してほしい。 ○生命科学系研究者向けの講座に多数の応募者があるなど、企画コンセプトがバイオ関係者のニーズを的確に捉えており、今後も丁寧にニーズをひろっていくことで評価向上につなげてほしい。 ○施設衛生面などで、適切な措置がとられている。 ○入居企業の今後の退去等の可能性を見越して、常に、バイオ関連企業の裾野拡大に取り組んでほしい。
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること (15点)	11.4点	○開放機器の自己メンテナンスを実施する等、経費節減に向けた対策が図られている。
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること (35点)	28.4点	○専門的知識・経験を有する者が配置されており、入居企業支援やバイオ人材育成等、きめ細かなサービス提供に向けた体制が整備されている。
総合評価 (100点)		79.3点	

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

○サービス向上策、利用者の総合支援

- ・最先端の実験分析機器に機器担当職員を配置し、使用上のサポート、利用者の希望に応じた機器使用に関する研修会等利用しやすい環境を構築
- ・バイオテクノロジーを活用した医薬、医療、食品等の産業における新技術の研究開発及び実用化、新製品の研究開発等の推進に向けて、バイオ専門職員により、関係機関・企業等との連携をコーディネート
- ・知的所有権センターによる知的財産の相談及び支援、販路開拓コーディネーターによる支援等、機構の機能を活用した支援の実施
- ・バイオ関連学会、シンポジウム等への参加、県外・国外のバイオ系産官学連携施設への視察による最新業界動向等の把握
- ・県内バイオ産業の研究成果を情報発信する機会を確保し、パートナー企業検索、マッチング等の機会を創出
- ・コーディネーターによる利用者への事業計画支援や、必要に応じて各種相談窓口との連携を図ることで、バイオに関連する分野での創業を促進 等

○バイオ人材の育成

- ・企業等を対象とした染色体工学技術等バイオ関連技術に関する基礎講座や実技研修を実施
- ・次世代バイオベンチャーを目指す者等を対象とした、バイオ産業に打って出るためのバイオビジネスに関する研修を実施
- ・企業等毎のニーズに即した人材育成メニューの提供
- ・将来のバイオ人材育成に向け、高校生などを対象としたプログラム（ワークショップ等）を実施等

(2) 施設設備の維持管理及び衛生管理

- ・遺伝子組み換え実験安全委員会の設置、実験の事前審査による適正な実験管理
- ・実験動物の逸走防止等、緊急時の対応整備
- ・化学物質の管理規則や取扱ルールを定めるとともに化学物質管理委員会を設置し、白衣等の防護服等の着用徹底などの具体的な目標を定め、巡回指導、リスクアセスメント研修等を実施 等

(3) 開館時間・休館日

以下のとおり現行どおりの運営とする。

開館時間 9：00から17：00まで

休館日 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

※開館時間外及び休館日の利用について必要と認める場合は事前申請により利用を許可する。

(4) 利用料金の設定、減免

開放機器の利用料金を一部改定する。なお、従前の施設利用料及び減免事項（商工団体、離職者の創業、入居者等）は現行どおりとする。

【主な改定内容】

- ・一般機器・専門機器の使用料
（1 機器 1 時間の利用料金単価：[改訂前] 1 1 0 円→[改訂後] 1 0 0 円）
- ・保管系機器の使用料
（1 機器 1 時間（又は 1 日）の利用料金単価：[改訂前] 1 1 0 円→[改訂後] 2 0 0 円）
- ・保管系機器（CO2 インキュベーター）の使用料
（1 機器 1 日の利用料金単価：[改訂前] 2 2 0 円→[改訂後] 2 5 0 円）

(5) 経費削減のための取組

- ・5年間の継続期間を前提とした再委託契約や競争入札により効率的な執行を行う（県内発注を考慮）

(6) 組織及び職員の配置等

- ・販路開拓の強化に向けて、異業種分野との連携を促進するコーディネーターを新たに配置
- ・最先端の実験分析機器に担当職員を配置し、機器使用をサポート
- ・動物管理責任者等の専門職員を配置し、入居者への動物飼育に関するサービスの提供 等